

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課  
障害福祉課  
精神・障害保健課

### 復権令の施行について

令和元年10月22日に即位の礼が行われるに当たり、恩赦法（昭和22年法律第20号）第9条の規定に基づき、復権令（令和元年政令第131号）が公布・施行され、一定の者について復権がなされました。

その詳細について、下記のとおりとりまとめましたので、御留意いただくとともに、貴管下市町村にも周知いただくようよろしくお願いいたします。

なお、今回の復権を含めた恩赦制度一般については、法務省のウェブサイトには詳細情報が掲載されております。必要に応じて末尾 URL にアクセスいただくようお願いいたします。

### 記

#### 第1 政令本文

復権令の規定は、以下のとおりであること。

「一個又は二個以上の裁判により罰金に処せられた者で、その全部の執行を終わり、又は執行の免除を得た日から令和元年10月22日（以下「基準日」という。）の前日までに3年以上を経過したものは、基準日において、その罰金に処せられたため法令の定めるところにより喪失し、又は停止されている資格を回復する。ただし、他に禁錮以上の刑に処せられているときは、この限りでない。」

#### 第2 復権の効果等

1. 基準日以前に既に行われている罰金刑に処せられたことを基礎として行われた処分等の効果は、復権により変更されることはないこと。
2. 「資格を回復する」と言うときの「資格」には、免許のみならず、許可、認可、認定、指定等も含まれること。また、「回復する」とは、将来に向かって有罪の言渡しを受けなかった者と同じに扱われることとなることを意味するものであること。
3. 基準日時点において、申請者から指定等に係る申請を受けているがまだ当該指定等がなされていないものや、取消し等の処分をすることができる場合に該当するが未だ当該処分がなされていないものについても、基準日以降、将来に向かって有罪の言渡しを受けなかった者と同じに扱われることとなるものであ

ること。

4. 「法令」には、省令や告示も含まれること。

5. 「罰金に処せられた者」には、自然人のみならず法人も含まれること。

### 第3 復権を踏まえた事務手続に係る留意点

復権令により復権を得た者は、恩赦法施行規則（昭和22年司法省令第78号）第15条の規定に基づき、有罪の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官に申し出て、その旨の証明を受けることができることとされていること。

したがって、各種の事務の取扱いにおいて、復権を得たことを確認する必要がある場合には、当該証明に係る証明書によりこれを確認することができること。

（参考）

#### ○ 恩赦法（昭和22年法律第20号）

第11条 有罪の言渡に基く既成の効果は、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権によつて変更されることはない。

#### ○ 恩赦法施行規則（昭和22年司法省令第78号）

第15条 有罪の言渡しを受けた者で大赦により赦免を得たものは、有罪の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官に申し出て、その旨の証明を受けることができる。政令により復権を得た者も、同様である。

（参考）法務省：「復権令」及び「即位の礼に当たり行う特別恩赦基準」について

[http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo08\\_00006.html](http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo08_00006.html)